平成２４年（フ）第４６号
長野県上水内郡信濃町大字柏原2528番地３
債務者　中村　正彦
１　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　龍口　基樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
長野県上水内郡信濃町大字柏原2470番地の14
債務者　中村クリーニングこと　中村　　知
１　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　龍口　基樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９号
長野県上水内郡信濃町大字柏原2470番地の14
債務者　中村美耶子
１　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　龍口　基樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４０９号
札幌市東区北39条東18丁目１番８号
債務者　宮本　智宏
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　綱森　史泰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９号
愛知県江南市古知野町北屋敷107番地
債務者　尾張サービスこと　新谷　憲一
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝倉　寿宜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２２２５号
大阪市平野区西脇３丁目１番11―203号、前住所大阪市平野区西脇２丁目11番23号　アーバンパレス平野602号
債務者　早川みよ子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２２６号
大阪府八尾市陽光園１丁目９番15号　秀和レジデンス505号、前住所大阪府八尾市渋川町３丁目７番18―201号
債務者　濱西安月子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２３７号
大阪府大東市氷野３丁目10番17号
債務者　井上　和昭
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２０号
神戸市兵庫区駅前通３丁目２番26―1206号
債務者　中川　吉紹
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６３号
神戸市灘区桜口町２丁目１番17号　ソワールド六甲501
債務者　木下　泰成
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６９号
神戸市北区鹿の子台南町１丁目１番５―405号
債務者　船曳亜矢佳（旧姓渡邊）
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８１号
神戸市中央区筒井町３丁目８番７―601号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台北町７丁目21番13―105号
債務者　坂東　宏信
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３８号
神戸市中央区港島中町２丁目５番地の１　サン・コーポラス港島809号、前住所兵庫県伊丹市西野５丁目291番地２
債務者　山口　教和
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４５号
神戸市北区君影町３丁目１番37―105号
債務者　谷　　要子
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９６号
埼玉県加須市土手１丁目10番３号
債務者　神　　幸光
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
埼玉県加須市土手１丁目10番３号
債務者　神　　洋子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係